

有資格業者の指名停止措置について

前橋市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、次の業者に対して指名停止措置を行いました。

1 措置対象者

上武工業 株式会社

前橋市上泉町1864-2

代表取締役 山崎 優子 (やまざき ゆうこ)

元代表取締役 山崎 正 (やまざき ただし)

2 事実概要

措置対象者の元代表取締役が、本市発注の粕川地区 配水管布設替工事（施道第2号）の指名競争入札に関し、本市元副市長から事前に予定価格の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年11月4日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで群馬県警に逮捕されました。

3 指名停止措置理由

有資格業者の代表取締役が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで群馬県警に逮捕されたことは、「前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱」別表第2第9号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものです。

4 措置対象期間

36か月（令和4年11月11日～令和7年11月10日）

本件に関するお問い合わせ先

契約監理課 審査契約室

電話 直通 / 027-898-6298